

施設の種類 と対象認定	施設名	所在地/電話番号等	受入年齢	受付・問い合わせ	
(一)保育所 (児)保育所	公立 鴨島呉郷保育所	鴨島町飯尾550-24 TEL・FAX 24-7852	1歳～5歳児	②新規・転園はこども未来課および各支所 ③現況届は各施設、こども未来課、各支所	
	私立 鴨島ひかり 乳幼児保育園	鴨島町喜来323-151 TEL 24-1282 FAX 24-1283	生後2カ月～ 2歳児		
(二)認定こども園 (児)認定こども園	公立 鴨島東こども園	鴨島町牛島888-1 TEL 24-8911 FAX 24-8922	1号 2・3号	1号	2・3号
	公立 川島こども園	川島町栗村2421-1 TEL 25-6690 FAX 25-6691			
	公立 高越こども園	山川町町94 TEL 42-2430 FAX 42-2400	3・4・5 歳児	①の入園申請は左記の 希望施設へ。 内定後、施設より配布さ れた認定申請書類を、こ ども未来課へ提出して ください。 ②新規・転園はこども未 来課および各支所 ③現況届は各施設、こ ども未来課、各支所	
	私立 認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	鴨島町鴨島380 TEL 24-2435 FAX 22-0899			
	私立 鴨島かもめ こども園	鴨島町西麻植 字大東98-1 TEL 24-2856 FAX 24-2857			
	私立 山瀬かもめ こども園	山川町諏訪266-5 TEL 30-1212 FAX 30-1213			
	私立 鴨島中央 認定こども園	鴨島町鴨島乙897-9 TEL・FAX 24-2356			
		1歳 6カ月～			

●問い合わせ **こども未来課 ☎22-2269 FAX22-2245**

市指定ごみ袋の自治会交付金について

自治会加入者または自治会が市役所で市指定ごみ袋を購入した場合、購入枚数に応じて自治会へ交付金を交付します。

- 購入方法** ○市民課（本館1階）または各支所（川島・山川・美郷）で、市指定ごみ袋購入表に自治会名・氏名などを記入して購入してください。
- 交付金** ○自治会年間購入枚数合計×3円+年間基本額3,000円（※）
※購入実績がない場合は年間基本額はありません。
○小売店などで購入したごみ袋は対象になりません。
○交付金（1年分）を毎年5月に自治会指定口座に振り込みます。

ごみ集積所の補助金について

自治会が行うごみ集積かご（移動式のものを含む）の設置に要する費用に対して補助金を交付します。

- 補助対象** 新しく設置される場合は、事前に申請して許可が必要です。
老朽化や故障により新しく買い換える場合も含まれます。
（整地費用や既存のごみ集積かごの修理・補強は対象になりません）
- 補助金額** 1件につき8万円を限度
（申請多数の場合は予算の都合上、交付できない場合があります）

●問い合わせ **運転管理センター ☎25-2111 FAX25-2112**

令和3年度 公(私)立保育所(園)、公(私)立認定こども園の 現況申請および認定申請について

認定について

- 1号認定 保育を必要としない3～5歳児の児童。
- 2・3号認定 さまざまな事情で家庭で保育することが困難な児童（2号は3～5歳児、3号は0～2歳児）。

① 1号認定希望児童【新規申請、転園する場合】

入園申請期間 10月1日(木)～15日(木) 午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）
※(私立) 認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園は、10月30日(金)まで受け付けます。

入園申請書類 (公立) 9月16日(水) からこども未来課および各支所（川島・山川・美郷）、各こども園に備え付けます。市ホームページからもダウンロード可能です。
(私立) 9月ごろから各こども園に備え付けます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

認定申請書類 公立・私立ともに10月末ごろ、内定通知と併せて施設を通じてお渡しします。認定申請の手続きは内定後に行ってください。

② 2・3号認定希望児童

【新規申請（出産予定の子も含む）、転園、1号から2号へ認定変更する場合】

受付期間 11月2日(月)～18日(水) 午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）
提出書類 10月1日(木) からこども未来課および各支所、各施設に備え付けます。市ホームページからもダウンロード可能です。

③ 現況申請【今年度と同じ認定で同じ施設を継続利用する場合】

受付期間 10月12日(月)～23日(金) 午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）
提出書類 利用中の施設から現況届をお渡しします。令和2年11月以降に途中入園が決定している児童には、こども未来課から郵送します。

* 注意事項 *

全ての申請において、必要書類が整っていない場合は受理できません。上記の期間以降も申請できますが、上記の期間内に申請された方から優先して利用調整します。

2・3号認定には、就労証明などの保育が必要なことを証する書類の添付が必要ですので、早めに準備してください。
詳しくは、こども未来課または各施設にお問い合わせください。

